

## 入札・契約に関する取りまとめ

平成 29 年 6 月 26 日  
行政手続部会

## 1. 入札・契約に関する手続の所管

- ・入札・契約に関する手続の内容と、国の手続に係る所管省庁は以下の通り。

手続		物品・役務	建設工事・測量等
競争契約時の手続	経営事項審査 ※建設工事のみ	—	○経営事項審査【国土交通省】
	競争入札 参加資格審査	○入札参加資格審査【各省庁】 ※統一参加資格に係るオンラインシステム（調達総合情報システム）は【総務省】	○入札参加資格審査【各省庁】 ※オンラインシステム（インターネット一元受付）は【国土交通省】
	入札（開札含む）	○公募、入札、開札【各省庁】 ※入札・契約に係るオンラインシステム（政府電子調達（GEPS））は【総務省】	○公募、入札、開札【各省庁】
随意契約時の手続	相手方決定	○相手方決定【各省庁】	○相手方決定【各省庁】
契約締結時の手続	契約の締結	○契約の締結【各省庁】 ※入札・契約に係るオンラインシステム（政府電子調達（GEPS））は【総務省】	○契約の締結【各省庁】

（注） 国は会計法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十五号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）により、地方公共団体は地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）、地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）により、上記手続が規定されている。

## 2. 契約の種別の簡素化の取組

- ・ 国の入札・契約に関する手続は、物品・役務、建設工事・測量等という契約の種別により、制度や運用が異なることを踏まえ、各々について簡素化の取組を進める。

### (1) 物品・役務

#### ①現在進められている取組

- ・ 物品・役務については、現在、以下のような取組が行われている。

##### <国・地方IT化・BPR推進チーム>

- ・ eガバメント閣僚会議（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定、議長：官房長官）は、ワーキンググループとして政府CIOを主査とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」を設置。
- ・ 民間の知見も活用しつつ、国、地方を通じたIT化、業務改革について検討を行い、公共サービスの刷新に取り組んでいる。
- ・ 国・地方IT化・BPR推進チーム報告書（平成29年5月19日）では、調達関係の業務について、以下のように記載されている。

##### [目標]

政府調達に関し、入札参加資格審査から契約までの事務を一貫して電子化し、対面・書面によらない応札・契約を原則とするとともに、公共調達市場における事業者の参加機会を拡充・柔軟化し、入札参加コストの軽減と調達コストの低減をもたらす。これに合わせ入札資格情報や調達情報を国・地方間で共有するとともに、自治体のシステム利用を可能とすること等により、国・地方における調達業務に係る事務量の総量を低減する。

##### (KPI)

- ・ 電子応札率：60%（平成30年度）（平成29年3月末時点実績：47%）

[今後の取組予定]

- 各府省における調達事務を見直し、電子調達システムの利用を原則とする事務遂行の早期の定着を図るとともに、事業者に対して理解を求め、電子応札・電子契約を勧奨するものとする。
- 各府省は、電子調達システムに蓄積される他府省における契約結果等や電子カタログの価格情報を参考にする等により、契約に係る仕様等の見直しや共同調達等の一層の推進等を行い、調達コストの低減に努める。
- 「電子委任状の普及の促進に関する法律案」の成立に備え、その施行に向けた準備を進めるとともに、マイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの開発に着手し、平成29年度末以降の利用を図る。
- 平成31年度以降については、全府省において、特殊な入札案件を除き電子応札を競争に参加する者の条件とする等、電子入札を原則とする運用を行う。
- 上記の電子調達システムを自治体が利用できる道を開き、自治体のシステム投資の負担を軽減するとともに、国・地方を通じた電子入札・電子契約を推進する環境整備の一助とする。
- 電子調達システムによる入札資格情報や調達情報について、平成28年度における国・地方間での共有の在り方の検討や技術的実証の検証結果を踏まえ、調達ポータルサイトの利活用や、法人番号及びAPIを活用した調達情報等のオープンデータ化を積極的に推進する。
- 電子調達システムの情報を利活用した調達手続に係るデータ連携の必要性について検討を進め、必要なシステム改善を実施する。
- 電子調達システムの事業者関連情報について、事業者データの識別・連携IDとしての法人番号の利用や、契約書等の帳票・公表情報への法人番号併記の検討を進める。

<政府調達（公共事業を除く）の手続の電子化推進省庁連絡会議>

- ・ 政府調達（公共事業を除く）の手続の電子化の推進・実現を図るため、各府省庁官房長等（局長級）による会議を設置し、各府省と調整・協議等を実施。
- ・ 現在は、各府省の実務担当者がメンバーである「システム設計WG」を中心に調整・検討を進めている。

## ②課題と対応

※「事業者団体ヒアリング」、「事業者に対するアンケート調査」で把握した課題を整理。  
建設工事・測量等も同様。

### 【課題】

#### 〔競争入札参加資格審査について〕

- ・提出書類の作成負担が大きい
- ・行政機関が保有している情報の提出を求められる  
オンラインで取得できない情報を求められることがある
- ・独立行政法人が、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合がある

#### 〔入札について〕

- ・政府電子調達への添付ファイルのデータ容量の上限が低い
- ・入札書類の提出様式が説明会の度に異なる
- ・入札結果に関する情報が入手しにくい
- ・政府電子調達に登録していない調達案件があり、紙による入札や、個別省庁への独自システムへの対応を求められることがある

#### 〔契約の締結について〕

- ・提出書類の作成負担が大きい
- ・予備名目で、複数部数の契約書の提出を求められる
- ・契約締結に時間がかかる

### 【対応】

- 調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性向上など、政府電子調達に係る課題について、内閣府及び内閣官房の協力を得つつ、各省庁と連携し、総務省が検討を進める。その際、内閣官房が全省庁の協力を得つつ行う官民データ活用推進基本計画における行政手続等の棚卸しの結果を踏まえることとする。
- 独立行政法人の入札参加資格について、国との統一運用を行っていない法人の所管省庁は見直しを進める。

## (2) 建設工事・測量等

### ①現在進められている取組

- ・建設工事・測量等については、現在、以下のような取組が行われている。

#### <中央公共工事契約制度運用連絡協議会>

- ・公共工事に関する契約制度の運用の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整を行うとともに、必要な調査研究等を行い、もって公共工事の適正な施行に寄与することを目的とする。
- ・中央省庁13機関、独法等18機関が参加。
- ・競争入札参加資格審査における統一様式等の作成にも取り組んでいる。

### ②課題と対応

#### 【課題】

##### 〔経営事項審査について〕

- ・提出書類の種類、量が多い（工事経歴書、技術職員に関する書類等）
- ・行政機関が保有している情報の提出を求められる  
（納税証明、社会保険、労働保険、雇用保険等に関する書類を個別に取り寄せ、提出する必要がある）
- ・前年に提出した資料の提出を、毎年求められる場合がある  
（技術職員の資格の合格証、完成工事高の確認書類等）

##### 〔競争入札参加資格審査について〕

- ・競争入札参加資格が、物品・役務のように統一されていない
- ・行政機関が保有している情報の提出を求められる。取り寄せ先窓口も多岐に渡る（地方は行政機関が近くにないこともある）
- ・「経営事項審査」と「競争参加資格審査」で、申請する書類に重複がある

##### 〔入札について〕

- ・仕様書や見積依頼が紙資料で、行政を訪問して閲覧する必要がある
- ・入札に際してのヒアリングや落札後の調整に長い時間がかかる、役所に頻繁に呼び出される
- ・候補者の絞り込みがないため、入札する全ての者が高い応札コストを費やす必要がある

〔契約の締結について〕

- ・提出書類の作成負担が大きい
- ・「正」に加えて「写」の提出を求められることがあり、「写」についても公的書類については原本を求められる
- ・担当者により、契約時に提出する書類の判断が異なる

【対応】

- 経営事項審査の書類の提出・作成負担の軽減（提出書類の重複排除の取組含む）について、国土交通省は見直しを進める。
- 競争入札参加資格審査の運用の改善について、建設工事・測量等の調達を行っている省庁は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会に参加する。建設工事・測量等の調達を行っている未参加の独立行政法人については、所管省庁は、参加を求める方向で検討を進める。
- 当該協議会や地域発注者協議会の場も活用し、各省庁の協力を得つつ、国土交通省が中心となり競争入札参加資格審査の運用の見直しや、その他の課題について検討を進める。

(注) こうした国の簡素化の取組については、地域発注者協議会や各都道府県担当会議等を通じた働きかけにより、地方公共団体への普及を図る。

### 3. 今後の進め方

- ・入札・契約に関する手続の簡素化の取組は、以下のように進める。

[～29年10月末まで]

○OP4及びP6の【対応】について、関係省庁は見直し・検討を行う。

[29年11月～12月末まで]

○行政手続部会は、見直し・検討の結果について、必要に応じて関係省庁からヒアリングを行う。

[30年1月～3月末まで]

○行政手続部会は、必要な改善を求める。

○行政手続部会の見解を踏まえ、関係省庁は必要な見直しを行う。

(注) 行政手続部会が実施するヒアリングの場において、取組の内容が事業者負担（作業時間）軽減の観点からどの程度有効なのかという点も確認する。